

(2) 互助組合の貸付け

財団法人岡山県教育職員互助組合が取り扱う貸付けは次のとおりである。

① 貸付種別、貸付限度額等一覧表

貸付種別	貸付限度額	償還回数	注意事項等
生活資金貸付	100万円 ※育児休業資金貸付と合わせて100万円以内	72回以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員が生活資金を必要とするとき。 ・ 申込事由は「生活資金」又は「生活のため」のみ。その他の申込事由は不可（申込書の書きなおしとなる） <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貸付申込書 (2) 貸付借用証書（収入印紙の貼付必要） (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
育児休業資金貸付	100万円 ※生活資金貸付と合わせて100万円以内	72回以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育休を取得するにあたって資金を必要とするとき <p>※育休に入るまでに給与からの償還が1回以上できるように申し込むこと</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貸付申込書 (2) 貸付借用証書（収入印紙の貼付必要） (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (4) 出産することが確認できる書類（母子手帳の写、出産証明書等）
物品購入資金貸付	200万円 ※生活資金貸付若しくは育児休業資金貸付又は生活資金貸付及び育児休業資金と合わせて200万円以内	120回以内 ※自動車購入の場合は72回以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の購入資金を必要とするとき（不動産は含まない） <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貸付申込書 (2) 貸付借用証書（収入印紙の貼付必要） (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (4) 物品を購入する事実が確認できる次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書の写 ・ 請書の写 ・ 請求書の写 ・ 領収書の写（支払後1ヵ月以内） ・ 見積書の写とあわせて注文を証明できる書類の写（見積書のみは不可）

貸付種別	貸付限度額	償還回数	注意事項等
住宅資金貸付	300万円 ※右の方法 で算出した 限度額と 300万円を 比較して少 ない方の額	180回以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の用に供するための住宅の新築，増築，改築，移築，修理若しくは購入又は住宅の敷地の購入若しくは補修をするための資金を必要とする場合 <p>◇ 〈限度額の算出〉 ◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額×5年後の勤務年数に対応する退職手当の支給率（P187の表参照） （市町村費の会員については，当該市町村の退職手当に関する条例等による5年後の退職手当の額とする） <p>【提出書類】</p> <p>A 申込時</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貸付申込書 (2) 貸付借用証書（収入印紙の貼付必要） (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (4) 申込事由に応じた共済組合と同様の添付書類（共済組合と同時に申込する場合でも，登記事項証明書は原本が必要） <p style="padding-left: 40px;">なお，住宅新築工事に係る誓約書は様式集P92，土地使用承諾書は様式集P91，建築同意書は様式集P90を使用すること。</p> <p>B 申込後</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 完了報告書 <p style="padding-left: 40px;">住宅貸付対象物件の工事等が完了したときは直ちに「完了報告書」と申込事由に応じた共済組合と同様の必要書類（共済組合と同時に提出する場合でも，登記事項証明書を提出する場合は原本が必要）を添えて提出する。</p>

貸付種別	貸付限度額	償還回数	注意事項等
			<p>(2) 住宅建築報告書</p> <p>敷地のみで購入で貸付を受けた場合、貸付日から5年以内に住宅を建築する義務があるため、住宅建築後直ちに「住宅建築報告書」と所有権保存登記後の建物の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本）を提出すること。</p>
<p>結婚資金貸付 〔退職互助部現職会員に限る〕</p>	<p>200万円</p>	<p>120回以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職互助部現職会員及びその子女が結婚するため資金を必要とするとき（6ヶ月以内に結婚する者が対象） <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸付申込書 (2) 貸付借用証書（収入印紙の貼付必要） (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (4) 式場の予約申込書受理証明書又は媒酌人の挙式予定証明書 (5) 必要額が確認できる共済組合と同様の必要書類
<p>教育資金貸付 〔退職互助部現職会員に限る〕</p>	<p>200万円</p>	<p>120回以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職互助部現職会員及びその子女が※大学等へ進学するための資金を必要とするとき <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等とは、大学、短期大学、大学院、専門学校であり、海外の教育機関は含まない。 ・ 現職会員本人が対象の場合は、第1回目の償還が給料引きできるように申込む必要がある。 <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸付申込書 (2) 貸付借用証書（収入印紙の貼付必要） (3) 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (4) 合格通知書の写又は入学許可書の写 既に在学中の場合は在学証明書 (5) 申込日以降おおむね1年以内の必要額が確認できる共済組合と同様の必要書類

貸付種別	貸付限度額	償還回数	注意事項等
通勤定期券購入資金貸付（無利息）	定期券購入に必要な額	1回 （通勤手当支給時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤のために交通機関を利用している会員が、定期券購入資金を必要とするとき。 ・ 必要額を万単位で切り上げる。 ・ 通勤手当支給日に一括償還する <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通勤定期券購入資金貸付申込書 (2) 通勤定期券購入資金貸付借用証書（収入印紙の貼付必要） (3) 預金口座振替依頼書（中国銀行本支店に限る。ただし、口座のない会員は要連絡。） <p>上記(1)(2)(3)の様式は「おかやま教職員福利厚生ネット」からダウンロードすること</p> <p>〔注意〕連帯保証人（会員期間1年以上の成人会員）が必要</p> <p>◆申込期限◆</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通勤手当支給月（支給すべき月）の前月初日から20日。 (2) 通勤手当支給月（支給すべき月）が3月の場合は3月1日から3月25日まで。 (3) 4月1日付けで異動する場合は、内示のあった日から3月25日までとする。 <p>ただし、いずれの場合も締切日が県庁の閉庁日にあたるときは、その前日。</p> <p>■貸付決定■</p> <p>内容審査を行い、適正なものについては、送金日前日までに「貸付決定通知書」を送付する。</p> <p>●送金日●</p> <p>申込月の末日（日曜日等休日の場合及び金融機関休業日の場合はその前日）に申出口座へ送金する。（12月は28日）</p>

通勤定期券購入資金貸付け以外の貸付けについては次のとおりである。

② 貸付金利率

変動制で、最新の利率及び賦金率表については、「おokayama教職員福利厚生ネット」(<http://www.okayamafukurinet.jp>)を参照。

③ 貸付けの制限

次の各号に該当する者に対しては、貸付けを行わない

- ア 会員期間が1年未満の者
- イ 未成年者（婚姻している場合を除く）が申し込む場合において、親権者から同意書を徴することができない者
- ウ 理事長が償還の確実性がないと認めた者
- エ 互助組合からの貸付金に対する毎月の償還金合計額が、給料月額 \times 10分の3を超えることとなる者
- オ 同一種別の貸付金をさらに新規で申し込む者
- カ 借替えようとする貸付金の償還済回数が交付日において24回未満の者
- キ 貸付け後、第1回目の償還金が給料から控除できないこととなる者
- ク 貸付保険に係る個人情報の取扱いについて、同意ができない者
- ケ 再任用者

④ 申込金額の単位

貸付金申込金額は10万円単位とする。

貸付申込書に記入する給料月額

- 給料月額＝カット後の給料＋教職調整額＋給料の調整額
(県費組合員の場合は給与明細の給料＋教職調整額)

※ 貸付限度額で生活資金、育休資金、物品購入資金貸付をあわせて200万円以内とは、未償還元金の合計が200万円以内ではなく、貸付額(借用証書)の合計が200万円以内ということである。

〈例〉 平成15年5月に物品購入資金貸付200万円を借り受け、平成20年3月末の未償還元金が80万円でも、生活資金貸付で100万円の申込はできない。

未償還元金と新規に申し込む貸付金の合計額は180万円であるが、貸付額(借用証書)の合計は300万円になるためである。

生活資金貸付で100万円の申込をするためには、物品購入資金貸付を100万円 \times 2で借替えるか、金額繰上償還をする必要がある。

⑤ 1回当たりの償還額の算出方法

1回当たりの償還額は、最新の貸付賦金率表（ホームページ参照）から毎月償還の償還回数と申込金額に応じて算出する。

ただし、貸付種別ごとの1回当たりの毎月償還額の合計額（新規申込分含む）は、借受人の給料月額の10分の3以内とする。

なお、互助組合の貸付金はボーナス償還の設定ができない。

○ 1回当たりの償還額（円未満四捨五入）＝ 貸付金額 × 償還回数に応じた賦金率

〈例1〉 償還回数から求める場合（年2.26%の場合）

- ・ 申込金額 生活資金貸付 100万円
- ・ 希望償還回数 72回 償還回数72回に応じた賦金率

↓

1回当たりの償還額 $1,000,000円 \times 0.0148647088 = 14,864.70 \rightarrow 14,865円$

〈例2〉 希望する償還額から償還回数を求める場合（年2.26%の場合）

- ・ 申込金額 生活資金貸付 100万円
- ・ 希望する償還額 約26,000円

賦金率を算出

$26,000円 \div 1,000,000円 = 0.026$ となる

よってこの値に最も近い賦金率は、償還回数40回となる。

	賦金率
39回	0.0266181707
40回	0.0259768369
41回	0.0253668020

1回当たりの償還額 $1,000,000円 \times 0.0259768369 = 25,976.83 \rightarrow 25,977円$

⑥ 申込締切日

貸付申込書（すべての必要書類が完備されたもの）の締切日は、毎月25日必着とする。

ただし、2月と4月は20日必着、12月は15日必着とする。

なお、締切日が県庁の閉庁日にあたるときは、その前日とする。

互助組合の貸付申込書及びその他諸様式については、『おかやま教職員福利厚生ネット』からダウンロードするか、『福利事務の手引様式集』を複写して使用すること。

⑦ 貸付決定通知書及び償還表の交付

締切日までの申込分の内容審査を行い、適正なものについては、締切日の翌月10日頃に「貸付決定通知書」及び「償還表」等を送付する。住宅資金貸付については、「完了報告書」もあわせて送付する。

⑧ 貸付金の交付日

締切日の属する月の翌月の末日に会員届出の給付・貸付金等振込申出口座に貸付金を交付する。(12月は28日)

ただし、日曜日等休日の場合及び金融機関休業日の場合はその前日。

⑨ 貸付金の償還（定期償還）

貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月の給料から元利均等額で償還する。

⑩ 利息の計算

毎月償還に係る利息の計算（円未満切捨）

貸付金交付月の翌月の初日から起算し、1ヵ月（月利）を単位として計算し、毎月償還額の中から利息を徴する。

ただし、平成2年4月27日以前に借り受けた貸付金は、交付した日から起算する。

○毎月の利息(円未満切捨) = 未償還元金 × 月利

⑪ 借替貸付け（既に貸付けを受けている者への同一種類の貸付金）

既に貸付けを受けている者が更に同一種別の貸付資金を必要とする場合、当該貸付けの未償還元金を「新たな貸付金」の額から差し引いて貸付けを行うことができる。

ただし、貸付金交付日において、償還済回数が24回以上でなければならない。

⑫ 貸付保険制度（全員加入）

貸付金は、貸付保険制度を適用するため、「連帯保証人」等は不要である。

貸付保険制度とは、借受人が自己破産等により未償還元金を返済することが困難になったとき、互助組合が貸付保険事故として、保険会社から保険金（未償還元金相当額）を受け取り、債権を保険会社に譲渡する制度である。ただし、貸付保険の契約が失効又は解除された時は、会員期間1年以上の者を連帯保証人に立てなければならない。

保険料については互助組合が全額負担している。

⑬ 転出入者等の貸付金の手続

P 203を参照

⑭ 定期償還（毎月償還）以外の償還方法

種 類	内 容
一部繰上償還	未償還元金の一部を繰り上げて償還する
全額繰上償還	未償還元金の全額を繰り上げて償還する
即時償還	未償還元金を退職等により即時に償還する

ア 一部繰上償還

現在借受中のすべての貸付金について、その貸付金の一部を繰り上げて償還することができる。繰上償還額、実施時期、申出期間等については、共済組合を参照。「一部繰上償還申出書」（様式集 P 96）を互助組合に提出する。

イ 全額繰上償還

現在借受中のすべての貸付金について、その貸付金の全額を繰り上げて償還することができる。全額繰上償還を希望する場合は、返済希望月の10日まで（締切日が県庁の閉庁日にあたるときは、その前日）に、「全額繰上償還申出書」（様式集 P 95）を互助組合に提出し、互助組合が送付する納付書より、返済希望月の20日までに中国銀行本支店で払込むものとする。

ウ 即時償還

(ア) 借受人が次の事由に該当したときは、未償還元利金の全額を即時に償還しなければならない。

- ① 会員の資格を喪失したとき（退職）
- ② 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
- ③ 住宅貸付けの不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき
- ④ その他貸付規程に違反したとき

(イ) 償還金の払込み

・上記(ア)①の場合

(1) 退職手当等が支給される場合は、当該退職手当等から源泉控除する。

(2) 退職手当等が支給されない場合又は支給を受けてもなお未償還元利金の残額がある場合には、互助組合が送付する納付書により中国銀行本支店で払込むものとする。

・上記(ア)②③④の場合

(1) 互助組合が送付する納付書により中国銀行本支店で払込むものとする。

⑮ 育児休業等による償還猶予

借受人が、次の事由のいずれかに該当し、償還の猶予を希望するときは、「償還猶予申出書」(様式集P97)を猶予希望月の前月25日までに互助組合へ提出する。ただし、4月、12月は20日とする。(締切日が県庁の閉庁日にあたる場合は、その前日)

償還猶予事由	償還猶予期間	対象貸付種別
①育児休業の承認を受けたとき	育児休業期間の範囲内で借受人が希望する期間	全貸付
②介護休業の承認を受けたとき	介護休業が引き続き1ヵ月以上の期間(時間取得を除く)である場合、期間の範囲内で借受人が希望する期間	全貸付
③住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき	申出のあった日の属する月の翌月から12ヵ月の範囲内で借受人が希望する期間	全貸付
④大学院修学休業の承認を受けたとき	大学院修学休業期間の範囲内で借受人が希望する期間	全貸付

なお、償還猶予期間終了後は、次のいずれかの方法により償還することになる。(申出時に本人が選択)

(ア) 猶予された期間の範囲内に均等額で給与から返済(倍返済)

(イ) 納付書により1回で返済

(ウ) 納付書により2回に分割して返済

(エ) 毎月均等額で給与から返済し、残金を納付書により返済

※転出入者等の貸付金の手続き（共済組合）

異 動 区 分		償還方法 (複数ある場合はいずれか1つを選択)		提出書類及び手続き方法等
資 格 喪 失 (退職・転出)	退職	償即還時	退職手当より一括償還	手続き不要。ただし、退職手当に不足が生じた場合、支部が送付する「納付書」により組合員が納入。
	公立学校共済組合の他支部へ転出	控給除与	転出前と同様	手続き不要
	公立学校共済組合岡山支部で借り受けた貸付金 文部科学省共済組合岡山大学支部(岡大附属幼・小・中・特に異動する者)又は警察共済組合岡山県支部へ転出	資自己 借替	自己資金により一括返済 文科省共済又は警察共済で借替えの手続きを行い、支部に一括返済	「申出書」(要請求)を支部に提出。支部が「納付書」を組合員に送付。組合員が「納付書」により納入。 「借受金残高証明書」(様式集P98)を支部に提出。支部が「残高証明書」と「納付書」を組合員に送付。組合員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続き。借受後、直ちに「納付書」により組合員が納入。
	地方職員共済組合岡山県支部又は岡山県市町村職員共済組合へ転出	資自己 借替	自己資金により一括返済 地職共済又は市町村共済で借替えの手続きを行い、支部に一括返済	「申出書」(要請求)を支部に提出。支部が「納付書」を組合員に送付。組合員が「納付書」により納入。 「借受金残高証明書」(様式集P98)を支部に提出。支部が「残高証明書」と「納付書」を組合員に送付。組合員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続き。借受後、直ちに「納付書」により組合員が納入。
	嘱託者	徴収嘱託	転出前と同様	「組合員貸付金弁済方法申出書」(要請求)を支部に提出。 ※近い将来公立共済に復帰することが徴収嘱託の条件となる。
資 格 取 得 (転入)	公立学校共済組合の他支部から転入	控給除与	転入前と同様	手続き不要
	公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合で借り受けた貸付金 文部科学省共済組合岡山大学支部(岡大附属幼・小・中・特で勤務していた者)又は警察共済組合岡山県支部から転入	資自己 借替	自己資金により一括返済 支部で借替えの手続きを行い、文科省共済又は警察共済に一括返済	文科省共済又は警察共済で手続 「貸付申込書等一式」 「組合員期間証明書」(様式集P72) 「残高証明書」(文科省共済又は警察共済が発行したもの)を支部へ提出
	地方職員共済組合岡山県支部又は岡山県市町村職員共済組合から転入	資自己 借替	自己資金により一括返済 支部で借替えの手続きを行い、地職共済又は市町村共済に一括返済	地職共済又は市町村共済で手続 「貸付申込書等一式」 「組合員期間証明書」(様式集P72) 「残高証明書」(地職共済又は市町村共済が発行したもの)を支部へ提出
	嘱託者	徴収嘱託	転入前と同様	地職共済又は市町村共済で手続 ※近い将来地職共済又は市町村共済に復帰することが徴収嘱託の条件となる。
	嘱託者	控給除与	転入前と同様	手続き不要

(ア) 上記転入者が借替により手続きする場合の提出書類のうち、貸付申込書等一式とは、「貸付申込書」、「貸付借用証書」、「貸付事業における個人情報の取扱いに関する同意書」、「借入状況等申告書」の4点である。

(イ) 上記転入者の貸付申込金額は、貸付種別に応じた貸付限度額の範囲内で、残高証明書の残高(経過利息含む)1円単位から申込み可能。

(ウ) 「住宅取得特別控除制度」の適用を受けている組合員は、借替後の償還期間と既に償還している期間の合計が10年(120回)未満になると、制度の適用を受けることができなくなるため注意が必要。

「徴収嘱託」とは異動前の組合で借り受けた貸付をそのまま残した状態とし、異動後の給与支給機関に対し貸付償還額の徴収を嘱託することを徴収嘱託といいます。組合員はこれまでどおり給与・ボーナスから控除されます。

※転出入者等の貸付金の手続き（互助組合）

異 動 区 分		償還方法 (複数ある場合はいずれか1つを選択)		提出書類及び手続き方法等
資 格 喪 失 (退職・転出)	退職	即時償還	退職手当より一括控除 ※市町村費負担会員は当互助組合が送付する納付書により会員が納入する場合あり	手続き不要。ただし、退職手当に不足が生じた場合、当互助組合が送付する「納付書」により会員が納入する。
	岡大附属幼・小・中・特に異動する者又は地方自治法第252条の17の規程により岡山県教育委員会から市町村教育委員会へ派遣される者	給与控除	当互助組合の準会員として異動前と同様に給料から控除	手続き不要
	(財)岡山県職員互助会（地職共済岡山支部加入者）以外の互助団体へ転出	自己資金	自己資金により一括返済	「申出書」（要請求）を当互助組合に提出。互助組合が「納付書」を会員に送付。会員が「納付書」により納入。
		借替	異動後の互助団体で借替え等ができる場合、借替えの手続きを行い、当互助組合に返済。 <u>ただし、近い将来当互助組合に復帰した場合、借替えによる返済ができないため注意が必要。</u>	異動後の互助団体で借替えができる場合は、「借受金残高証明願」（様式集P98）を当互助組合に提出。当互助組合が「残高証明書」と「納付書」を会員に送付。会員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続き。借受後、直ちに「納付書」により会員が納入。
	(財)岡山県職員互助会（地職共済岡山支部加入者）へ転出	自己資金	自己資金により一括返済	「申出書」（要請求）を当互助組合に提出。当互助組合が「納付書」を会員に送付。会員が「納付書」により納入。
	徴収嘱託	転出前と同様	「会員貸付金弁済方法申出書」（要請求）を当互助組合に提出。 ※近い将来当互助組合に復帰することが徴収嘱託の条件となる。	
徴収者	上記転出者で徴収嘱託により返済している者	給与控除	転出前と同様	手続き不要
資 格 取 得 (転入)	岡大附属幼・小・中・特で勤務していた者又は地方自治法第252条の17の規程により岡山県教育委員会から市町村教育委員会に派遣されていた者	給与控除	当互助組合の会員として異動前と同様に給料から控除	手続き不要
	(財)岡山県職員互助会（地職共済岡山支部加入者）以外の互助団体から転入	自己資金	自己資金により一括返済	異動前の互助団体で手続き
	(財)岡山県職員互助会（地職共済岡山支部加入者）から転入	自己資金	自己資金により一括返済	(財)岡山県職員互助会で手続き
		徴収嘱託	転入前と同様	(財)岡山県職員互助会で手続 ※近い将来(財)岡山県職員互助会に復帰することが徴収嘱託の条件となる。
	徴収者	上記転入者で徴収嘱託により返済している者	給与控除	転入前と同様
※ (財)岡山県教育職員互助組合には転入者への借替制度はありませんのでご了承ください。				

